

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (新採用・一般職員用⑥)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	国家公務員倫理法は、度重なる国家公務員の不祥事がきっかけとなって制定されたものであり、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的としている。	
2	補助金等を交付する事務に携わる職員にとって、補助金の交付先である地方公共団体は利害関係者に該当する。	
3	同じ府省の職員同士は、倫理規程上の利害関係者にはならない。	
4	自己の飲食に要する費用を自らが負担して(割り勘で)、利害関係者と飲食をすることは、倫理規程上の禁止行為に該当することはない。	
5	人事異動の際、利害関係者から通常の社交儀礼の範囲の饞別をもらうことは、倫理規程上の禁止行為には該当しない。	
6	利害関係者と私的な旅行をすることは、自己の費用を負担した場合であっても許されない。	
7	利害関係者から物品の貸付けを受けることは禁止されているので、職務として利害関係者の事業所を訪問した際に、当該利害関係者から文房具を一時的に借りることも、倫理規程上禁止されている。	
8	学生時代の友人がたまたま利害関係者となった場合、利害関係があるうちは、当該友人から食事をおごってもらったり、誕生日のプレゼントをもらうことは、倫理規程上、一切禁止されることになる。	
9	所属する課の課長が利害関係者が持参したお土産を受領し、課内の職員にお土産を配り、当該職員がそれを食べた場合、当該職員は直接お土産を受領したわけではないので、倫理規程上の禁止行為に該当することはない。	
10	倫理法等違反を疑わせる行為を確認したため、国家公務員倫理審査会の通報窓口へ通報しようとする場合には、電話、郵便、電子メール、面談いずれの手段によっても、行うことができる。	